

県では、平成23年4月を目途に、県立病院の地方独立行政法人化に向けた検討・準備を進めています。

11月26日(木)に第2回法人化委員会を開催し、法人及び病院の名称、組織・体制、法人の財産の取扱い、法人化後の運営費負担金の考え方、電算システムの導入について、委員の皆さんに御審議をいただきました。

今回は、第2回法人化委員会で委員からいただいた主な御意見などを紹介します。



法人及び病院の名称について

ひとつの法人が複数の病院を運営する場合、先行団体では、法人の名称は「県立病院機構」とされていること、病院の名称は「県立 病院」など、法人移行前の名称を、そのまま使用していることについて事務局から説明を行いました。

これに対して、委員からは、「法人・病院の名称については、県民の分かりやすさを考慮すべきではないか」という御意見をいただきました。

(参考：静岡県の状況)

【法人化前】

- ・ 静岡県立総合病院
- ・ 静岡県立こころの医療センター
- ・ 静岡県立こども病院

【法人化後】

地方独立行政法人静岡県立病院機構

- ・ 静岡県立総合病院
- ・ 静岡県立こころの医療センター
- ・ 静岡県立こども病院

法人の組織・体制について

法人化後、人事や予算についての権限は、県から法人に移譲されることから、法人には、その権限に見合う組織・体制が必要です。

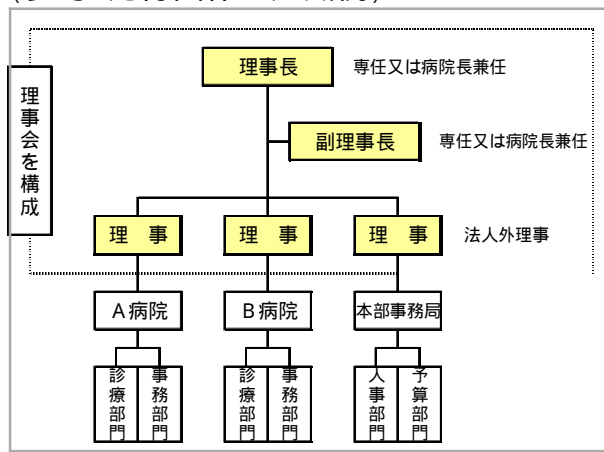
地方独立行政法人法では、法人には、法人を代表する者として知事が任命する「理事長」のほか、これを補佐する「理事」や、法人の業務を監査する「監事」を置くこととされています。

事務局からは、先行団体における法人の組織や役員数・任期の状況について説明を行いました。

委員からは、「理事長を補佐する立場として副理事長の設置が必要ではないか」、「病院からの意見などを議論する場として理事会

を設置すべきではないか」という御意見のほか、「法人の運営について意見を出し合うという観点から、外部から人材を招くことも考えられるが、役員報酬の抑制という観点も必要ではないか」という御意見などをいただきました。

(参考：先行団体の組織例)



法人の財産について

地方独立行政法人法において、法人は、その業務を確実に実施するために必要な財産的基礎を有しなければならないとされています。

事務局からは、現在病院が保有する財産の状況や、先行団体では、法人設立の際に、病院の敷地や建物、医療機器など、病院運営に必要な財産を県から新たに設立する法人に承継していることなどを説明しました。

あわせて、事務局から、現時点での試算の結果、法人移行に当たって財産上の問題はないこと、今後引き続き精査を行うことを報告しました。



(参考:病院が保有する固定資産の状況)
(単位 百万円)

区分	土地	建物	構築物
総医	1,174	8,088	603
こころ	55	3,887	58
計	1,229	11,976	661

区分	器械備品	車両	その他
総医	2,801	6	4
こころ	173	2	8
計	2,974	8	12

注)上の表は百万円未満を四捨五入しているため、合計が一致しない箇所があります。



運営費負担金について

現在、へき地医療や周産期医療などの不採算医療の提供に必要な経費や病院施設・医療機器の整備に必要な経費等については、「一般会計繰出金」として、地方公営企業法に基づき県が負担しています。

不採算医療の提供に必要な経費等について県が負担するという仕組みは地方独立行政法人法にも設けられていること、法人化した先行団体においては、不採算医療の提供に必要な経費などについては、法人化前の基準により、県が負担していることを事務局から説明しました。

これに対して委員からは、「救急・周産期・がん・災害医療などの分野において、公立病院は最後の砦であり、法人化を理由とした運営費負担金の削減が行われてはならず、法人化後においても必要な経費については是非確保してほしい」といった御意見や、「不採算医療の提供に必要な経費を確保するという運営費負担金の趣旨からも、法人においては経営の効率化を十分に図る必要がある」といった御意見をいただきました。

電算システムの導入について

県のネットワークセキュリティ管理などの関係から、独法化後は、現在使用している県の電算システム(人事給与システム等)が使用できなくなる見込みです。

このため、人事給与等のシステムについては、法人独自に整備する必要がありますが、導入や運用に必要な経費について可能な限り節減を図る必要があることから、地方独立行政法人制度に対応した既製のソフトウェアを山口県版に改修(カスタマイズ)する方向で検討することについて事務局から説明を行いました。

なお、第2回委員会の資料についても医療保険課のホームページに掲載しています。

<http://www.pref.yamaguchi.lg.jp/cms/a15100/dokuhouka/houzinkaiinkai.html>



また、法人化委員会での検討状況に対する職員のみなさんの御意見についても引き続き受け付けていますので、御意見のある方は、各病院事務局に設置の独法化意見箱に御提出ください。

平成20年度病院事業会計の決算について

平成20年度の県立2病院の決算について、県議会11月定例会で認定されました。

総合医療センターについては、前年度決算と比べ診療報酬上の新たな加算の取得などにより診療単価が上昇し、医業収益は増加しましたが、定年前退職者の増加、医療機器の新たな保守点検の実施、更新した高額な医療機器の減価償却の開始などにより、医業費用が増加した結果、5億2千万円の赤字となりました。

また、こころの医療センターについては、前年度決算と比べ、医業収益は、スーパー救急(平成19年8月から実施)の通年化等により増加しましたが、新外来棟の完成に伴う消耗備品の購入経費などのため医業費用が増加した結果、8千5百万円の赤字となりました。

<平成20年度決算 収益的収支の状況>(単位:百万円)

区分	総医	こころ
病院事業収益	10,823	1,607
医業収益	9,359	1,289
医業外収益	1,464	308
特別利益		10
病院事業費用	11,343	1,692
医業費用	11,013	1,580
医業外費用	330	83
特別損失		29
当年度収支	- 520	85

News Letter

~山口県立病院の独法化について~第3号
発行:健康福祉部医療保険課県立病院班
TEL:083-933-2910
FAX:083-933-2939
E-mail:a15100@pref.yamaguchi.lg.jp